

東日本大震災に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

発災から1年7ヵ月を経過した未曾有の大災害の爪痕は、依然として大きく、今なお、32万人余りの方々が明日への希望を見出せない状況の中での避難生活を余儀なくされている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の健康への影響を懸念する母子避難者等の方々が、長期にわたり、住み慣れた家や土地を離れての避難生活を送られており、精神的・経済的に大きな負担を強いられている。

さらには、放出された大量の放射性物質による土壌、堆肥や上下水道汚泥等の汚染問題はもとより、原発の安全対策、避難対策について抜本的な見直しが求められている。

こうした中、国では「子ども・被災者支援法（略称）」の成立により、被災者への新たな支援措置を講じているところではあるが、災害廃棄物の広域処理、福島第一原子力発電所事故に伴う除染、避難住民の帰還や安全対策等の難題が未だ山積していることから、大震災の記憶と教訓を風化させることなく、改めて、被災者の不安や苦悩を重く受け止め、避難者・被災地への具体的な支援施策等を更に講じていく必要がある。

よって、国においては、被災者、被災自治体をはじめ、人的・物的支援や避難者支援を全力で行っている自治体に対して、また、原発の安全確保及び実効性のある防災体制の確立など、下記事項について、万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握するとともに、国、県、市町村の役割分担と責

任を明確にし、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。

- (2) 避難者の健康管理や心のケアに加え、自治体が設置した避難者向け支援施設等の運営経費について、今後も市民・行政が一丸となって長期化する避難者への十分な支援を継続するため、避難者受入市町村への十分な財政措置を講じること。
- (3) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理については、放射能汚染に対する安全性や、国の示す処理方法等を、国の責任において、国民が安心、納得できるよう、さらに丁寧で分かりやすい説明をすること。また、国民の不安感を払拭するため、万が一、広域処理に伴う風評被害が発生した場合の賠償に係る考え方を詳細に示すとともに、被災地での処理能力増強に努めること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について
 - ア 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じること。
 - イ 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。
- (2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて
 - ア 原子力防災指針の見直しについて、早急に検討結果をまとめること。また、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から 30 km を超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築等に向けた明確な方針を示すこと。
 - イ 避難区域や住民避難の設定基準について、市町村の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルート確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。

- ウ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うこと。
 - エ 地方の地域防災計画策定に対しては、必要な判断基準等を示すとともに、防災体制整備等への財政支援を講じること。
- (3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について
- ア 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
 - イ 原子力発電所等の事故に関する情報について、市町村及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
- (4) 原子力施設の安全規制において、原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、安全規制上の位置づけを明確化すること。
- (5) 安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、この度の事故検証を踏まえ、薬事法等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。
- 3 福島第一原子力発電所由来の放射性物質に関する対策について
- (1) 土壌汚染対策として、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
 - (2) 福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む上下水道汚泥、焼却灰、土壌等の一時保管場所及び最終処分場について、実現可能な場所の確保等の対策や、必要な財政措置を講じること。特に、焼却灰にあっては、東京電力による補償対象とするための措置を講じること。
 - (3) 最終消費段階において食品の安全性を確認するため、給食用食材の放射性物質検査の実施経費について、適切な財源措置を講じ

ること。

4 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について

- (1) 広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。
- (2) 国、県、市町村の役割分担と責任に応じ市町村が行う原子力防災体制の確立や福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質への対応のために必要な財政措置を行うこと。

以上、決議する。

平成24年10月19日

第161回北信越市長会総会